

岐阜県公報

第千八百六十七号
平成十九年八月三日

(金曜日)

目次

告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 五九七^{ページ}

公 示

「岐阜情報スーパーハイウェイ」ネットワーク運用保守委託業務及び「岐阜情報スーパーハイウェイ」伝送路運用保守委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(情報企画課) 五九八

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 五九九

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 五九九

平成十九年度クリーニング師試験の実施

(生活衛生課) 六〇〇

平成十九年度製菓衛生師試験の実施

(同) 六〇一

平成十九年度採石業務管理者試験の実施

(産業政策課) 六〇二

公共測量の実施

(用地課) 六〇三

古川都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 六〇四

告 示

岐阜県告示第五百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年八月三日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の又は変更の又は告示年月日ほか)
一般国道	二百五十六号	関市板取字榎柄島六三七〇番一地从先から同市同字タラガ谷六九八番二九地先まで	三・五・六・〇	平成一九・八・三	平成一九・二・三

岐阜県告示第五百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年八月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町那比字道ヶ洞六四五八番の二八地先から	1,430.0	平成19.8.3	平成19.11.3
		同 市同 町同 字押谷六〇五八番地先まで			
		郡上市八幡町那比字押谷六〇五三番地先から	1,310.0	平成19.8.3	平成19.11.7
		同 市同 町同 字尾ヶ谷口五九〇八番の二地先まで			

公 示

「岐阜情報スーパーハイウェイ」ネットワーク運用保守委託業務及び「岐阜情報スーパーハイウェイ」伝送路運用保守委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

「岐阜情報スーパーハイウェイ」ネットワーク運用保守委託業務及び「岐阜情報スーパーハイウェイ」伝送路運用保守委託業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成十九年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達物品等の名称及び数量 「岐阜情報スーパーハイウェイ」ネットワーク運用保守委託業務 一式
「岐阜情報スーパーハイウェイ」伝送路運用保守委託業務 一式

2 意見の提出方法等

- (1) 提出期限 平成19年9月3日(月)午後1時(郵送の場合は必着のこと。)
- (2) 提出先 〒500 8570 岐阜市数田南2丁目1番1号
岐阜県総合企画部情報企画課地域情報化担当
電話 058 272 1111 内線2257
- (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する様式(仕様書案に対する意見書)に意見等を記入し、2の②まで持参又は郵送により提出すること。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 平成19年8月3日(金)から平成19年8月31日(金)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所 2の②に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の②に同じ。

5 Summary

- (1) Content of the proposal to be put forward for comment*:

Information regarding:

- the Gifu Information Super Highway Network operation and maintenance service
- the Gifu Information Super Highway fiber-optic cable operation and maintenance service

- (2) Date and time for the distribution of materials for comment:

Every day from 8:30 a.m. to 5:15 p.m. from 3 August, 2007 through 31 August, 2007(excluding weekends and national holidays)

- (3) Period for the submission of amendments and additions to the materials for comment:

From 3 August, 2007 through 3 September, 2007
Submissions sent by mail must be received by 1:00 p.m., 3 September, 2007.

(4) For further information, please contact:

Regional Informatization Section, Information Policy Planning Division,
Department of Prefectural Policy Planning, Gifu Prefectural Government
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1111 Ext: 2257
* Bids and tenders may or may not be called for depending on the
opinions and comments received.

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つばさの会おぞら
- 三 代表者の氏名 齋藤 純子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市光樹町八番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、

障がい者に対して地域生活支援や就労継続支援に関する事業を行い、障がい者が働ける社会をめざし雇用を提供するとともに、知識及び能力の向上のための必要な訓練等を行い、障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進し、地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まんさく
- 三 代表者の氏名 伊東 靖英
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市飯地町一四六番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、市民に対して福祉に関する事業を行い、

高齢者、障害者が生きがいのある生活を送られることを支援する他、生活支援のための事業活動を通じて地域福祉の増進を図り、住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東濃情報ネットワーク
- 三 代表者の氏名 武長 脩行
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市新町二丁目三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民が行う自由な社会貢献活動に対

し、福祉・健康・教育・環境・街づくり・地場産業等の高度情報通信技術の向上を図り、豊かな東濃地域の情報文化社会の実現と、その健全な発展を促進するとともに、公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年七月十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人中津川市民エコネット

三代 表 者 の 氏 名 加藤 吉晴

四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市落合二六四九番地の五

五 定款に記載された目的 この法人は、中津川市民に「安全でより良い環境」を提供するため、いのち・ひと・くらしを環境というキーワードでつないで、ひとつづくり・まちづくりに貢献することを目的とする。

平成十九年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成十九年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成十九年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験日時

平成十九年十一月二日（金）

午前十時から

二 試験場所

岐阜市須賀四丁目八番四号

岐阜県クリーニング会館

三 試験科目

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗たく物の処理に関する知識

4 洗たく物の処理に関する技能

(一) 繊維の鑑別

(二) ワイシャツのアイロン仕上げ

四 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者

2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終った者又はクリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

五 受験手続

1 願書等配布期間

平成十九年九月六日（木）から同年九月二十八日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

2 受付期間

平成十九年九月十九日（水）から同年九月二十八日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

3 配布及び受付場所

各県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に提出してください。

4 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真（手札形（縦十一センチメートル横八センチメートル）とし、出願前六月

以内に正面から撮影した無帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名を記載するこ
と。

六 受験手数料

(四) 受験資格を証する書類(学校の卒業証明書等)
七千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納付してください
(消印しないこと)。

七 合格発表

平成十九年十一月三十日(金)午前十時
県庁、各県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示すると
もに、合格者には合格通知書を送付します。
また、後日岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

八 試験結果の提供

クリーニング師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

クリーニング師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階)及び各県立保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認
できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部生活衛生課(電話〇五八 二七
二 一一一一 内線二五六七)、各県立保健所又は岐阜市保健所に問い合わせてく
ださい。

平成十九年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第四条第一項の規定により、次のとお
り製菓衛生師試験を実施します。

平成十九年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日

平成十九年十一月二十日(火)

二 試験場所

岐阜市数田南五丁目一四番五三号
岐阜県県民ふれあい会館

三 試験科目

1 衛生法規

2 公衆衛生学

3 食品学

4 食品衛生学

5 栄養学

6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者であつて、
厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必
要な知識及び技能を修得したもの

2 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したも
の

3 製菓衛生師法の施行の際(昭和四十一年十二月二十六日)現に菓子製造業に従事
していた者(学校教育法第四十七条に規定する者を除く)であつて、菓子製造業
に従事した期間が、法律の施行の日において三年を超えているもの又は法律の施行
の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験手続

1 願書等配布期間

平成十九年九月六日(木)から十月五日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

2 願書受付期間

平成十九年九月二十六日(水)から十月五日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

なお、郵送による受験申込みは、平成十九年九月二十六日(水)から十月五日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 配布及び受付場所

県立保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課(〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目一番一号)に送付してください。

4 提出書類

(一) 受験願書 一通

(二) 履歴書 一通

(三) 学校教育法第四十七条に規定する者であることを証明する書類(四の3に該当する者は除く。) 一通

(四) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参すること。若しくは卒業証明書 一通 又は菓子製造業従事証明書 一通

(五) 写真(出願前六か月以内に正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので脱帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名を記載すること。) 一枚

(六) 菓子製造(一級又は二級)に係る技能検定合格証書の写し(製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)により、試験の一部について免除を受けよつとする場合に限る。原本も持参すること。) 一通

六 受験手数料

九千四百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納付してください(消印しないこと)。なお、郵送による場合は、九千四百円分の普通為替又は定額小為替でもかまいません。

七 合格発表

平成十九年十二月十一日(火)午前十時

県庁、県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には合格証書を送付します。

また、後日、岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

八 試験結果の提供

製菓衛生師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一 内線二一九)及び県立保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 詳細については、県立保健所、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課(電話〇五八 二七二 一一一 内線二五六六)に問い合わせてください。

平成十九年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定により公示します。

平成十九年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験期日及び時間

平成十九年十月十二日(金) 午前十時から午後零時まで

二 試験場所

岐阜市藪田南二丁目一―番二二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

四 受験手続

1 申込用紙の交付

受験願書の用紙は、岐阜県産業労働部産業政策課又は各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。)(産業労働課で交付します。)

郵送を希望する場合は、九十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(定形郵便物の封筒)を同封し、千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県産業労働部産業政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、岐阜県産業労働部産業政策課に提出してください。

- 一 写真 手札形(縦十二センチメートル、横八センチメートル)とし、受験願書提出前六か月以内に撮影した無帽、正面、上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。
- 二 受験票(用紙は、受験願書と同時に交付します。)

3 申込受付期間

平成十九年九月六日(木)から同月十八日(火)までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成十九年九月十八日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けてください(消印しないこと。)

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成十九年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一一 内線二二一九)及び特別窓口(各振興局)

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

一 受験票

二 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県産業労働部産業政策課総務担当(電話〇五八 二七二 一一一一 内線三〇四九)に問い合わせてください。

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により防衛施設庁名古屋防衛施設支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

防衛施設庁名古屋防衛施設支局

二 作業種類

公共測量(用地実測図作成及び基準点測量)

三 作業期間

平成十九年七月三日から

同 年九月七日まで

四 作業地域

各務原市三井町四丁目地内

古川都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

古川都市計画下水道の変更

飛騨市公共下水道(古川処理区)

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び飛騨市基盤整備部水道課

平成十九年八月三日印刷
平成十九年八月三日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)